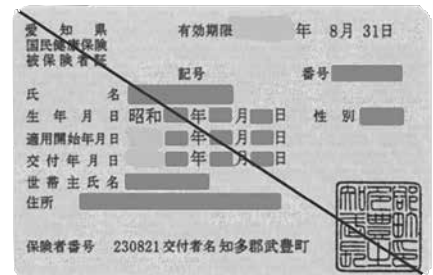


# 国民健康保険のお知らせ

## 新しい国民健康保険被保険者証をお送りします

- 現在使用している保険証の有効期限は 8 月 31 日です
- 新しい保険証は、8 月下旬までに簡易書留郵便で送付します
- 新しい保険証の有効期限について
  - ・新しい保険証の有効期限は **6 年 8 月 31 日**までです
  - ・6 年 8 月 31 日までに 75 歳になる人の有効期限は誕生日の前日となります。75 歳の誕生日までに後期高齢者医療制度の保険証を送付します



### ◀期限が切れた保険証は、各自で処分を▶

個人情報が記載されていますので、処分に際しては取り扱いに十分注意してください

## 健康保険証が変わったら手続きが必要です

他の健康保険に加入した場合、14日以内に国保を脱退する手続きが必要です。窓口、もしくは郵送で保険の切り替えのお手続きをお願いします。他保険へ加入後に国保の保険証で受診すると、国保で負担した医療費の返還が必要です。

### 【窓口手続きの場合】

次の4点を保険医療課の窓口までお持ちください。

- ①国保の被保険者証（保険が変わる人）
- ②新しく作った職場の健康保険証（保険が変わる人）
- ③運転免許証など本人確認ができるもの（来庁者）
- ④マイナンバーカード（世帯主と保険が変わる人）

※医療費受給者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等  
（該当する人のみ）

※委任状（別世帯の人が申請する場合）



### 【郵送受付の場合】

町ホームページから資格喪失届の申請書をダウンロードすることができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。



▲町ホームページ